

平成21年度より医療費の算定方法が変わります

4月1日より入院される患者様が対象となります。3月31日以前に入院され4月以降も引き続き入院されている患者様は6月1日より対象となります。

当院は、平成21年4月よりDPC対象病院となります。「DPC」とは、従来の診療行為ごとに計算する「出来高方式」とは異なり、入院患者様のご病気とその病状を基に国で定めた診断群分類毎に1日あたりの定額の点数からなる包括評価の範囲（投薬料、注射料、入院料等）と、出来高評価の範囲（手術料、麻酔料等）を組み合わせる診療費を計算する方式です。手術料・麻酔料・リハビリ・放射線治療・一部の検査や処置などの料金、退院時に処方される薬剤費、食事代や個室代などは含まれませんので、上記定額分に加算されます。

従来の方式

【出来高方式】

診療行為をひとつひとつ積み上げて計算する方法

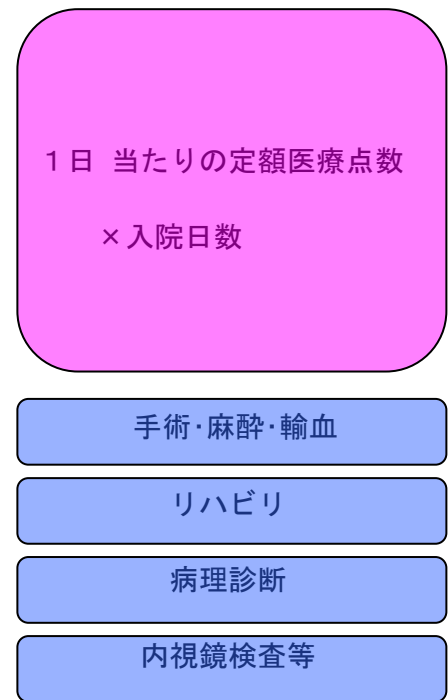


入院診療費

平成21年4月1日から

【DPC方式】

1日あたりの定額と出来高を合計する方法



入院診療費

※ 以下の入院患者様については「DPC」の対象外です。

- ・診断群分類のいずれにも該当しなかった患者様
- ・治験の対象となる患者様
- ・入院後24時間以内に死亡された患者様
- ・生後7日以内に死亡された新生児の患者様
- ・亜急性期病床に入院される患者様
- ・包括評価が算定できる期間を超えて入院された患者様はその超えた日から
- ・労災保険や公務災害が適用される患者様
- ・正常分娩や交通事故等で自費扱いとなる患者様

ご不明な点は医事課（電話：27-1200）までお問合せください。